

# 暴力団対策法で禁止されている 27 の行為

- 1 口止め料を要求する行為
- 2 寄付金や賛助金を要求する行為
- 3 下請参入等を要求する行為
- 4 みかじめ料を要求する行為
- 5 用心棒料等を要求する行為
- 6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為
- 7 不当な方法で債権を取り立てる行為
- 8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- 9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為
- 10 不当な信用取引を要求する行為
- 11 不当な金融商品取引を要求する行為
- 12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為
- 13 不当な地上げをする行為
- 14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為
- 15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為
- 17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為
- 18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為
- 19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為
- 20 因縁を付けての金品等を要求する行為
- 21 許認可等をすることを要求する行為
- 22 許認可等をしないことを要求する行為
- 23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為
- 24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為
- 25 人に対し、売買等の契約に係る入札への不参加や、談合を持ちかける行為
- 26 売買等の契約の相手方としないことを要求する行為
- 27 売買等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

平成24年10月1日に施行された改正暴力団対策法により

禁止行為に該当する項目が21から27に増えました!!!